

令和8年度

**指定障がい福祉サービス事業者等集団指導
（短期入所編）**

大阪市福祉局障がい者施策部

1

それでは令和8年度 指定障がい福祉サービス事業者等集団指導 短期入所編をはじめます。

運営指導等における指導内容

- 1 運営に関する内容
- 2 給付費に関する内容

短期入所編では、運営指導等における指導内容のうち、

- 1 運営に関する内容
- 2 給付費に関する内容

についての注意事項を説明します。

はじめに、1 運営に関する内容から説明します。

心身の状況等の把握（アセスメント）

- 短期入所については、個別支援計画の作成は義務付けられていません。
- しかしながら、適切にサービスを提供するため、利用契約後、サービス提供開始までに利用者ごとのアセスメントを実施する必要があります。



・ アセスメントで確認すべき主な内容

【心身の状況】 障がい特性／手帳情報／支給決定／身体状況／ADL(食事・排泄等)

【置かれている環境】 基本情報(生年月日・連絡先等)／家族状況／居住環境

【他サービス等の利用状況】 他サービス、医療機関、相談支援の利用状況

【その他】 サービス提供時の希望や注意点／緊急時の対応方法

3

最初に利用者の心身の状況等の把握（アセスメント）について、説明します。

短期入所については、個別支援計画の作成は義務付けられていません。

しかしながら、適切にサービスを提供するため、利用契約後、サービス提供開始までに利用者ごとのアセスメントを実施する必要があります。

アセスメントで確認すべき主な内容は、心身の状況、置かれている環境、他サービス等の利用状況、その他サービスを提供するうえで必要な情報となります。

各項目の具体的な確認内容は、同ページの研修資料に記載しておりますので、併せて確認してください。

サービス提供の記録

- サービス提供の記録には、「入所・退所の日時」や「送迎の方法」を含めて記録に残す必要があります。



- サービスを提供した際の記録には、具体的なサービス内容と心身の状況だけでなく、「入所、退所の日時」や「送迎の方法(家族の送迎か、事業所の送迎か等)」についても記録してください。
- 特に、短期入所事業所から学校や日中活動の場等に出かけて、その後、再び同一の短期入所事業所がサービス提供する場合にも、退所、入所として取り扱う必要があります。
- なお、同一利用者に対し、同一法人内の複数の短期入所事業所よりサービスを提供する場合、その利用者の状態や意向を踏まえることなく、当該事業所間で短期入所を繰り返すことは望ましくありません。

4

次に、サービス提供の記録について、説明します。

サービス提供の記録には、「入所・退所の日時」や「送迎の方法」を含めて記録に残す必要があります。

サービスを提供した際の記録には、具体的なサービス内容と心身の状況だけでなく、「入所、退所の日時」や家族の送迎や事業所の送迎などの「送迎の方法」も記載してください。

特に、短期入所事業所から学校や日中活動の場等に出かけて、その後、再び同一の短期入所事業所がサービス提供する場合にも、退所、入所として取り扱う必要があります。

なお、同一利用者に対し、同一法人内の複数の短期入所事業所よりサービスを提供する場合、その利用者の状態や意向を踏まえることなく、当該事業所間で短期入所を繰り返すことは望ましくありません。

運営指導等における指導内容

- 1 運営に関する内容
- 2 給付費に関する内容

次に、2 給付費に関する内容を説明します。

短期入所サービス費

- 夕方に入所した日や午前中に退所した日には、福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定する必要があります。



- 日中活動サービス等の利用の有無にかかわらず、短期入所事業所において日中におけるサービスを提供していない場合は、福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定する必要があります。
- 日中におけるサービス提供の有無については、昼食の提供を持って判断し、昼食の提供がある場合は、(Ⅰ)又は(Ⅲ)、提供がない場合は(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定してください。
- 昼食の有無により判断することはあくまでもメルクマーク(指標)であり、日中におけるサービス提供の有無を明らかに判断できる材料がある場合にはこのメルクマークによる必要はありません。

6

初めに、短期入所サービス費について、説明します。

夕方に入所した日や午前中に退所した日には、福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定する必要があります。

日中活動サービス等の利用の有無にかかわらず、短期入所事業所において日中におけるサービスを提供していない場合は、福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定する必要があります。

日中におけるサービス提供の有無については、昼食の提供を持って判断し、昼食の提供がある場合は、(Ⅰ)又は(Ⅲ)、提供がない場合は(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定してください。

昼食の有無により判断することはあくまでもメルクマーク(指標)であり、日中におけるサービス提供の有無を明らかに判断できる材料がある場合にはこのメルクマークによる必要はありません。

定員超過利用減算

- 利用者が定員を超過し、次のいずれかの基準に該当する場合は減算が必要です。

(1) 1日の利用者数 > 利用定員 × 110%

→ 当該1日について利用者全員につき所定単位数の70%で算定

(2) 直近過去3か月の利用者延べ数 > 利用定員 × 直近過去3か月の開所日数 × 105%

→ 当該1月間について利用者全員につき減算

例) (2)について、7月時点として、直近過去3か月(4~6月)の利用者延べ数のほうが多い場合、当該1月間(7月)について利用者全員につき減算



- 運営基準では、「定員の遵守」について、利用定員を超えてサービスの提供を行ってはならないと規定されており、原則として、減算が適用されるか否かにかかわらず、事業所が定める利用定員を超えた利用者の受入れは認められません。
- 恒常的に定員を超過する状態が続く場合は、その状況を解消するための見直し(利用定員の変更など)を行ってください。

7

次に、定員超過利用減算について説明します。

利用者が定員を超過し、次のいずれかの基準に該当する場合は減算が必要です。

1日の利用者数が利用定員に110%を乗じて得た数を超える場合、当該1日について利用者全員につき所定単位数の70%で算定してください。

このほか、直近の過去3か月の利用者延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に、さらに、105%を乗じて得た数を超える場合、当該1月間について利用者全員につき減算になります。

(2)については、例えば、7月時点として、直近の過去3か月である4月、5月、6月の利用者延べ数のほうが、利用定員に開所日数を乗じて得た数に、さらに、105%を乗じて得た数よりも多い場合、7月のサービス提供分について利用者全員に減算を適用する必要があります。

運営基準では、「定員の遵守」について、利用定員を超えてサービスの提供を行ってはならないと規定されており、原則として、減算が適用されるか否かにかかわらず、事業所が定める利用定員を超えた利用者の受入れは認められません。そのため、定員の遵守に努めてください。

恒常的に定員を超過する状態が続く場合は、その状況を解消するための見直し(利用定員の変更など)を行ってください。

食事提供体制加算

- 低所得者等の利用者に対して、栄養面での適切な配慮をしたうえで食事を提供する必要があります。
- 加算を算定するためには、次のいずれにも該当する必要があります。
 - ① 管理栄養士または栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。
 - ② 食事提供を行った場合に利用者ごとの摂取量を記録していること。
 - ③ 利用者ごとの体重またはBMIを概ね6月に1回記録していること。



- 短期入所における食事提供加算は令和9年3月31日までの経過措置となります。
- 利用者が体重やBMIの記録を拒んだ場合は、その旨を記録してください。ただし、利用者への確認は概ね6月に1回は必要です。
- 1日に複数回食事を提供した場合も複数回分の算定はできません。ただし、食材料費は複数食分を利用者から徴収しても構いません。

8

次に、食事提供加算について説明します。

低所得者等の利用者に対して、栄養面での適切な配慮をしたうえで食事を提供する必要があります。

加算を算定するためには、次の1から3までのいずれにも該当する必要があります。

- 1、管理栄養士または栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。
- 2、食事提供を行った場合に利用者ごとの摂取量を記録していること。
- 3、利用者ごとの体重またはBMIを概ね6月に1回記録していること。

短期入所における食事提供加算は令和9年3月31日までの経過措置となります。

利用者が体重やBMIの記録を拒んだ場合は、その旨を記録してください。ただし、利用者への確認は概ね6月に1回は必要です。

1日に複数回食事を提供した場合も複数回分の算定はできません。ただし、食材料費は複数食分を利用者から徴収しても構いません。

以上で、令和8年度指定障がい福祉サービス事業者等集団指導（短期入所編）を終わります。

なお、受講後は「大阪市行政オンラインシステム」で受講報告をお願いします。



お疲れさまでした。

以上で、令和8年度指定障がい福祉サービス事業者等集団指導 短期入所編を終わります。

なお、受講後は「大阪市行政オンラインシステム」で受講報告をお願いします。